

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 宮城誠真短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法に則り、誠真学園創立者の信念である「白菊のように霜に耐え、清く、美しく」という建学の精神に基づき、社会人・職業人として、必要な知識や技術を身につけ、保育に携わる人材を養成することを基本目的とする。
- 2 本学の設置する保育科における人材の養成に関する目的、その他 教育研究の目的については、第1条第3項のとおりである。
  - 3 本学は、良識ある人間性豊かな保育者を養成するために、次の三つを重点に教育・研究活動を展開していく。
    - 一 短期大学に学ぶ者としての豊かな教養を身につける。
    - 二 保育者をめざす者としての専門的力量を身につける。
    - 三 社会に貢献する者としての社会性を身につける。

### (目的達成と評価)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
  - 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

### (教育内容の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科)

- 第4条 本学に、次の学科を置く。
- 一 保育科

### (学生定員)

- 第5条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員	保育科	50名
総定員	保育科	100名

### (修業年限及び在学年限)

- 第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし、在学年限は4年を超えることはできない。

### 第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日を、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 三 春季休業日
- 四 夏季休業日
- 五 冬季休業日

2 前項各号に定められるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、休学、退学及び転学

(入学者受入れの方針)

第10条 本学は、保育に携わる学生の養成に努め、社会に寄与する人材の育成を目的にし、次のような人を学生として受け入れる。

- 一 保育・福祉に関心があり、誠実で子どもに愛情を届けられる人
- 二 本学で学ぶに必要な基礎学力と素養が備わっていて、保育者になる強い意志を持ち続けられる人
- 三 主体的に自己成長を図り、他と協調してコミュニケーションがとれる人

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも学期の区分に従い入学できる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣が指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の提出の時期・方法・提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第14条 入学志願者については、入学試験を行う。入学試験については別に定める。

(入学手続)

第15条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに次の手続をしなければならない。

- 一 保証人を定め、保証人と連署した誓約書及び戸籍抄本を提出する。
- 二 保証人はその学生の在学中、本人にかかわる一切の件について連帯の責任を負わなければならない。
- 三 入学料、授業料を納付すること。

(入学許可)

第16条 前条の手続を完了した者に対し、学長は教授会の審議を経て入学を許可する。

2 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続をしない者については、教授会の審議を経て入学を取消することができる。

(休学・退学)

第17条 病気その他の事情により、休学又は退学しようとする者は、その理由を添えて保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 一 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。
- 二 休学の年限は、1年を限度とする。

(他大学からの転学)

第18条 他の大学から転学しようとする者は、正当な理由があると認めただけの場合に限り、学長が許可する。

(復学)

第19条 休学許可期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は、復学願いを提出し、学長の許可を得て復学する。

(除籍)

第20条 次の各号に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍することができる。

- 一 第6条に定める在学年限を超えた者
- 二 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間わたり行方不明の者
- 五 死亡した者

(復籍)

第21条 正当な理由で退学した者が復籍を願い出たときは、審議の上これを許可することができる。

## 第5章 教育課程

### (教育課程編成・実施の方針)

第22条 本学の建学の精神と教育目標に基づき、人間性豊かな学生の自己確立を促し、保育専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養う基礎科目、専門科目、関連科目を柱とする教育課程を編成する。

- 一 豊かな教養を養う基礎科目・関連科目群
- 二 幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群
- 三 社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群

### (教育課程及び授業科目)

第23条 教育課程は基礎科目、専門科目、関連科目とする。

- 一 基礎科目 (別表一)
- 二 専門科目 (別表二)
- 三 関連科目 (別表三)

### (教育課程等の授業科目)

第24条 教育職員免許状の取得を希望する者は、第23条の規定による授業科目及び単位の他に、教育職員免許法及び同施行規則の規定によらなければならない。

- 2 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2により、厚生労働大臣の指定する授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 授業科目の種類及び単位数は、別表一、別表二、別表三とする。

### (資格の取得)

第25条 本学において取得できる教職員免許状及び資格は、次のとおりである。

	教員免許状の種類	資格
保育科	幼稚園教諭二種免許状	保育士、社会福祉主事任用資格

### (授業の方法)

第26条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習、又は、実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業において、メディアを利用して行うことができる。

### (履修登録)

第27条 学生は、開講授業科目を毎学年度の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は、単位を修得することはできない。

### (授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験を含め、35週にわたることを原則とする。

### (単位数の計算方法)

第29条 各科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学の定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(成績の基準)

第 30 条 試験等による成績の評価は、秀、優、良、可、不可の 5 段階とし、不可は不合格とする。

2 成績の基準は、次のとおりとする。

成績		評価
100	— 90 点	秀
89	— 80	優
79	— 70	良
69	— 60	可
59	— 0	不可

(進級の要件)

第 31 条 1 年次に学生が届け出た履修授業科目単位の三分の二以上を取得した者には学長は教授会の審議を経て進級を認める。ただし卒業所要単位の二分の一以上を履修している場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、卒業のための必修授業科目で、1 年次に開講されたもののうち 1 科目でもその単位を取得できない場合は、進級を認めない。

(卒業の要件)

第 32 条 学生は、卒業までに合計 62 単位以上履修しなければならない。

- 一 基礎科目については、12 単位以上履修すること。
- 二 専門科目については、50 単位以上（教職に関する専門科目を含めて）履修すること。又、履修単位の変更はできる。

(卒業)

第 33 条 本学に 2 年以上在学し、第 32 条に規定する単位を修得した者は教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(卒業認定・学位授与の方針)

第 34 条 本学は、保育者養成を目的とする単科短期大学である。学生には、建学の精神を礎にした短期大学生としての教養的な学び、保育者としての専門的な学び、社会人として必要な社会性の学びの場を提供する。

本学学則が定める卒業に必要な 62 単位以上を取得し、次の一～三までを満たした学生に卒業を認定し短期大学士(保育)の学位を授与する。

- 一 短期大学に学ぶ者として、豊かな教養が身についていること
- 二 保育に携わる者として、専門的資質が身についていること
- 三 社会に生きる一員として、社会性が身についていること

(学位の授与)

第 35 条 前条第 32 条、第 33 条、第 34 条の規定により卒業した者には、本学学位規定の定めるところにより、学長は教授会の審議を経て短期大学士(保育)の学位を授与する。

(単位互換)

第 36 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との間で結んだ単位互換に関する協定において履修した単位を、本学における授業科目を履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 37 条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目により履修したものとみなし、単位を与えることができる。

## 第 6 章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第 38 条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は次のとおりとする。

検 定 料	30,000円
入 学 料	270,000円
授 業 料	730,000円
施設設備費	30,000円

(その他の費用)

第 39 条 前条に定めるもののほか、教育等に必要な経費を徴収することがある。

2 前条に規定する費用の種類、金額、手続については、別に定める。

(授業料の納付期限)

第 40 条 授業料は、次の各号に掲げる期日まで、それぞれの学年において納付しなければならない。

ただし、前期分・後期分一括して納付することができる。

- 一 1 年次 前期 入学手続締切日まで  
後期 9月30日まで
- 二 2 年次 前期 4月30日まで  
後期 9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により所定の期日まで納付することが困難な場合は、願いにより、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 41 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 42 条 休学を許可された者については、休学した翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第 43 条 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を納付するものとする。

(二年を超えて修学するものの授業料)

第 44 条 二年間の授業料を完納した者が、単位不足により二年を超えて修学する場合の授業料は、当該期の授業料の二分の一を納入するものとする。

(納付金の返還)

第 45 条 一旦納付した検定料、入学料は原則として返付しない。

一旦納付した授業料は、4月1日以降は原則として返付しない。

(在学中における授業料等の変更)

第 46 条 在学中において授業料その他の納付金に変更があった時は新たに定められた金額に基づいて納入しなければならない。

(授業料の滞納)

第 47 条 定められた期間内に理由なく授業料を納付しない場合は、滞納している学生の出席を停止し、又は除籍することができる。

## 第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

第 48 条 本学に、次の教職員を置く。ただし、副学長は必置としない。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教授、准教授、講師、助手（各嘱託を含む。）
- 四 事務職員及び事務補助員（各嘱託を含む。）
- 五 技術職員（各嘱託を含む。）
- 六 学校医（各嘱託を含む。）

(教職員の職務)

第 49 条 学長は、本学を統括し、校務全般について意志決定権を有する。

- 2 副学長は、学長を補佐し、学長から指示を受けた範囲の公務について自らの権限で処理する。
- 3 教授及び准教授は、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。
- 4 講師は、教授、准教授に準ずる職務を行い、助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 5 事務職員、事務補助員、技術職員及び学校医などは学長の命により、それぞれの職務に従事する。

## 第 8 章 教授会

(教授会の設置)

第 50 条 本学に学校教育法第 93 条の規定により教授会を置く。

(教授会の役割・性格)

第 51 条 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する事項で教授会の意見を聴く必要があると学長が定めるものについて意見を述べる。また学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べる審議機関である。

(教授会の組織・構成)

第 52 条 教授会の組織・構成は次のとおりとする。

- 一 学長
  - (1) 学長は教授会を招集し、その議長となる。
  - (2) 必要な場合は、学長は議長を指名できる。
- 二 副学長、教授、准教授、講師、助手
- 三 前号の規定のほか、必要により学長が陪席を認める者

(教授会の審議事項)

第53条 教授会の審議事項は次のとおりとする。

- 2 学長が重要事項を決定するに当たり教授会が意見を述べるものとして、学長が定める事項
  - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 二 学位の授与
  - 三 前二号のほか、教育研究に関する事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定める事項
    - (1) 教育課程の編成に関すること
    - (2) 教員の業績評価審査に関すること
    - (3) 学生募集に関すること
    - (4) 学校自己評価・認証評価に関すること
    - (5) 入学試験に関すること
    - (6) 学生の除籍に関すること
    - (7) 学生の表彰に関すること
    - (8) 学生の懲戒に関すること
    - (9) 学内規定に関すること
    - (10) 学務分掌に関すること
    - (11) (1) から (10) に定めた以外に学長が必要と定める事項
- 3 前項に定めるものの他、学長がつかさどる教育研究に関する事項について教授会が審議し学長の求めに応じ教授会が意見を述べる事項  
(例) 学生が国体等対外的な競技会に参加意志がある場合

(教授会審議の最終意思決定)

第54条 教授会審議の全てにおいて、その最終意思決定は学長が行うものとする。

(その他)

第55条 その他、教授会に関連する事項は別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第56条 学術、人物ともに優秀で、他の模範となる学生は、教授会の審議を経て学長がこれを賞することができる。

(懲戒)

第57条 学校教育法施行規則の定めにより、学則、宣誓などを破って、学生の本分に背き、本学の秩序を乱す行為あるときは、学長はこれを懲戒することができる。懲戒は、停学、退学とする。

(退学)

第58条 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者



## 第10章 研修生、聴講生及び委託学生

(研修生)

第59条 教授会の指導を受けて、特定の専門科目を研修しようとする者があるとき、選考の上研究生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第60条 学科目中特定の科目について、聴講することを希望する者があるときは、選考の上聴講生として入学を許可することができる。

(修学研究)

第61条 官庁又は公共団体から特定の科目について、修学研究することを委託された者があるときは、選考の上委託生として入学を許可することができる。

## 第11章 健康診断と健康相談

(健康診断)

第62条 学校保健法に基づき、毎学年定期に、学生の健康診断を行う。

2 必要があるときは、臨時に、学生の健康診断を行うものとする。

(健康診断の結果)

第63条 前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとるものとする。

(健康相談)

第64条 学生の健康に関し、健康相談を行う。

## 付 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。  
ただし、昭和62年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 3 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成14年4月1日から施行する。  
ただし、平成13年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 7 この学則は、平成15年4月1日から施行する。  
ただし、平成14年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 8 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成18年4月25日から施行する。
- 10 この学則は、平成18年11月17日から施行する。
- 11 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
ただし、平成21年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 13 この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
ただし、平成22年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 14 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、平成24年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 15 この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、平成26年度以前の入学生については従前どおりとする。
- 16 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 17 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 18 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
ただし、平成30年度以前の入学生については従前どおりとする。